

## ○大府市職員互助会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市職員互助会条例(昭和45年大府市条例第95号)第2条の規定に基づき交付する大府市職員互助会補助金(以下「補助金」という。)に関し、同条例及び大府市補助金等交付規則(昭和46年大府市規則第7号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、大府市職員互助会(以下「互助会」という。)が行う事業のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 互助会報発行事業
- (2) 人間ドック等補助事業
- (3) バスツアー事業
- (4) 親睦事業
- (5) 互助会クラブ等補助事業
- (6) その他市長が適当と認めたもの

(対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業に要する経費とし、その基準額は、市長が別に定める。

(補助金の額)

第4条 この補助金の交付額は、市長が別に定める。

(交付申請)

第5条 互助会長は、補助金等交付申請書に事業計画書及び予算書を添えて、別に定める期日までに、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第6条 この補助金は、市長が必要と認めるときは、規則第11条第2項の規定に基づき前渡しする。この場合において、2回に分割して交付する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。